

2012年1月31日
(平成24年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市情報公開制度運営審議会
会長 高野 文夫

第13期藤沢市情報公開制度運営審議会の審議結果について（報告）

藤沢市情報公開制度運営審議会は、藤沢市の情報公開制度の公平かつ円滑な運営を推進するため、1986年（昭和61年）1期2年間の任期の委嘱を受け、市民及び学識経験者により発足いたしました。以来、13期にわたり社会情勢等の変化にともない、より良い制度へと改善を図るための審議を重ねております。

第13期審議会では、2010年（平成22年）4月から情報公開制度の趣旨や、運用状況を一つ一つの審議を通して、確認し、検証することにより、開かれた市政の実現に向けた論議を行ってまいりました。

今後も藤沢市の情報公開制度を尊重し、いつの時代にも適合するよう、不断の検証を行う必要があります。

そこで、本年3月末をもって第13期審議会委員の任期が終了するにあたり、2年間にわたる審議内容を取りまとめ建議として報告いたします。

情報公開制度運営面から見た
行政として対応すべき課題について

報 告 書
(建 議)

2012年（平成24年）1月31日
第13期藤沢市情報公開制度運営審議会

はじめに

第13期藤沢市情報公開制度運営審議会では、定例審議会審議を通して情報公開制度運営面で浮び上がった問題点を把握し、その改善策等について審議する部会を発足させ、5回の部会論議、そして部会報告を受けた3回の審議会において、各委員からの報告に基づく論議及び意見交換を行ってきました。

審議会では現行条例を見直すとか、非公開決定の理由が妥当か否かといった判定論議ではなく、情報公開請求者に対する情報公開が、情報公開制度としての制度運営が正しく機能しているか、実施機関での情報公開請求に対する処理の上で問題点が無いか、時代と共に変革する情報公開請求にどう対応すべきか等の観点から論議を行ってきました。

「市民目線での市政」や「積極的な情報公開」という市政方針を念頭におき、情報公開制度運営審議会を通し情報公開制度運営上での問題点を把握し、その原因を掴み、どう対応していったら良いのか等の論議を重ねてきました。

ここで幾つかの視点をまとめ、行政としての改善を図っていただきたい項目を整理し、報告書（建議）としてまとめました。この報告書（建議）をご検討いただき、今後の情報公開制度運営及び市政に反映してくださいますことを要望します。

<部会での論議状況>

部会では以下の内容について審議してきました。

1 現状で掴んだ項目

- ・ 審議会を通しての課題、今後の検討課題等についての掘り起こし
- ・ 全国市民オンブズマン連絡会議が実施した各自治体のアンケート調査から見た藤沢市の課題の把握
- ・ 各自治体と本市のホームページから見た現況比較等の把握

2 過去の情報公開制度の運営から状況を把握

拒否、一部承諾案件の事例、異議申し立て案件の処理状況、異議申し立てを受理してから審査会答申まで浮き彫りになった課題、問題点等の把握

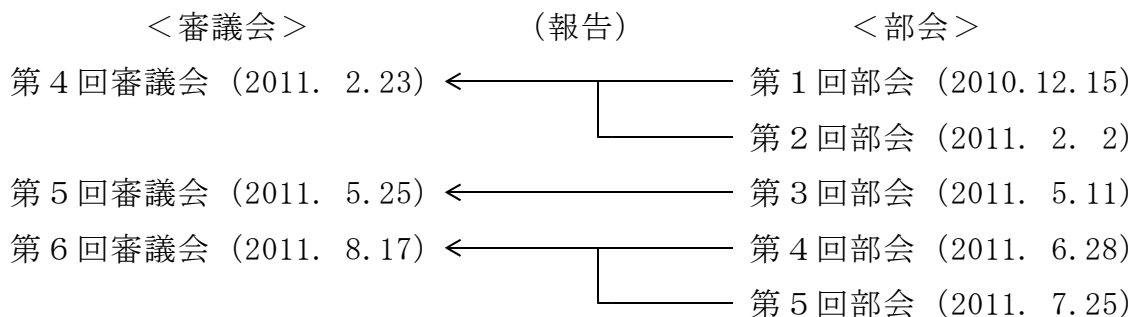
3 審査会答申事例についての検討

4 審査会事例から読み取れる課題についての把握

5 電子申請等ITコスト、ホームページ利用状況についての把握

6 定例の審議会に部会での中間まとめを報告、各委員より意見聴取

審議会への部会報告状況



< 浮き彫りになった課題 >

非公開情報（第6条各号該当，不存在），審査会関係（異議申立て件数，異議申立人主張のとおり）の答申結果，情報公開請求から答申までの長期間にわたる審議時間），特に非公開情報については土地購入，公民連携，火災調査，学力テスト等の一部承諾決定事案について，問題意識を持ちました。

また，分かりやすい広報紙やホームページ等の発信についての課題が浮き彫りになりました。

< 課題及び報告（建議） >

「情報公開の一層の推進」を掲げた市政方針や市政課題を念頭におき，上記の「浮き彫りになった課題」から，解決すべき課題や情報公開条例の運用等についてを集中論議し，以下のとおりまとめ，報告書（建議）とさせていただきます。

1 条例第6条第4号関係

条例第6条第4号（事務等に関する情報）では，非公開は「公開することの公益性を考慮しても，なお，当該事務事業の適正な執行に及ぼす支障が見過し得ない程度のものに限る」とし，「支障」とは「単なる抽象的な可能性では足りず，当該事務事業の適正な執行に支障が生じることについて，法的保護に値する蓋然性が認められなければならない」とし，非公開決定の際は「根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」（条例第12条第1項，理由附記等）としています。

諾否決定に際しては，一方的な行政裁量での非公開ではなく，市民の知る権利の保障から原則公開に基づき，請求者の立場に立って対応できる行政職員としての情報公開制度に対するスキルが求められます。

2 事務局による手続き関係

市民相談情報センター（情報公開主管課）では，行政文書公開請求受付時の

文書特定時の実施機関への指導，実施機関から諾否決定等の相談を受けた際の指導，助言を行なっています。今後も実施機関は市民相談情報センターとのやり取りを充分に行なうことにより，非公開と決定する際の判断に役立てて欲しいと考えます。

市民相談情報センターは，情報公開請求者に対して公開請求を尊重した対応をし，実施機関に対しては公開に向けた適切な指導を行い，それに呼応し実施機関では原則公開の精神で情報公開の職務にあたる心構えが大切です。

また，市民相談情報センターでは情報公開請求から情報提供へと積極的に進めているとのことで，今後も情報提供を進めることにより請求者や市民への利便性を高めていただきたい。

3 拒否決定に際して

条例第6条第4号との関連で，拒否，一部承諾の根拠規定や当該規定を適用する根拠を記載すること（理由附記）となっていますが，中でも行政文書の不存在での拒否理由が多く挙げられます。行政文書の特定時に不存在の理由を請求者に説明しますが，請求者からは不存在での決定通知書を求められ，「拒否」として決定通知がなされ，結果として拒否件数が増えることとなります。

諾否決定通知には拒否決定に至った具体的な判断内容を注釈等で記載する方法もあると思われます（本来の非公開としての「拒否」案件と「不存在による拒否」の区分表示の検討が必要）。常識的にみて理解しがたい「不存在」理由の「拒否決定」が無いように心掛ける事が求められます。

4 文書不存在

会議録，会議メモ等行政文書の見直しの必要性が求められています。情報公開請求に当たって会議録の公開請求も出されるため，会議録を含めた行政文書については今一度の見直しが要求されます。

行政文書とは，職員がその職務の遂行者としての公的立場において作成し又は取得した文書を言い，非公開決定によっていわゆる隠蔽と解釈されない様に行政文書のあり方を今一度見直し，行政文書の定義の整理も必要です。施策のために記録した「個人メモ」の取り扱いについての再検証や，一般市民から見て「行政文書にはあたらないとすることが理解しがたい行政文書（一般的に行政文書になるだろうと考えられる文書）」の再考が求められます。なぜならば，「保有する現有文書」を提出するのが「情報公開」の原点であるからです。

公開請求に係る文書不存在でも，当該文書を新たに作成又は取得する事が市の利益に資すると認められるものは，新たに当該文書を作成または取得して公

開できる制度などを方策として検討した自治体（横浜市のケース）もあります。

重要な案件については、可能な限り協議内容に関する記録を速やかに作成するとともに、検討資料と併せ公文書として保有することにより情報公開の対象（岐阜県のケース）とする場合もあります。これらのことから、行政文書取扱規程による公文書のあり方や議事録、メモ等の取り扱いについての再考も必要となります。

5 個人情報と行政裁量による非公開

市では個人情報保護を最大限に尊重した制度を採っていますが（医療情報、育児情報等の非公開情報等）、今後地域との連携の際の高齢者情報の公開や、公有地取得費用での補償費、市長交際費の情報等、公金の使途との関係で、知る権利の保障から、保有している一部分の情報公開（個人を識別される事項を除いて）が検討されることにより良い時代へと変革してきているのではなからうかと思えます。

「外観的におおよそ判明される様な事項はプライバシーではないだろう」と言う考え方も時代経過とともに出てくる現象です。非公開情報は「個人のプライバシーを侵害するなど合理的理由を有する」ものとしていますが、その解釈は「知る権利」と、「保有する情報」との兼ね合いを時代変革にどう照らしあわせ解釈するかが問題です。

6 法人情報

武田薬品、六会コンクリート、不正設計マンション、市が絡んだ法人（土地開発公社）等々法人情報の公開のあり方、公開の仕方についての課題が時代変革と共に求められてきています。

直近の事例として、3月11日東日本大震災では原発事故関連の発信情報のあり方を巡って、また電力会社への原発シンポジウムでの原子力安全・保安院の関与（ヤラセメール）や、電力会社幹部のメモ廃棄指示、教育委員会の犠牲者を出した小学校の教諭等関係者からの避難時の聞き取りメモ廃棄などが問題化しました。

市民に分かりやすい、正しい情報を伝えるためには、「正確な情報、根拠を示すデータの提供」（説明責任）が必要であり、情報操作、情報の隠蔽は絶対にしてはならないことです。

また、条例第12条第2項（理由附記等）「当該拒否する理由がなくなる時期又は、当該一部の公開を承諾する部分以外の部分を公開することができることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を明らかに

しなければならない」という規定に基づき、徹底した情報公開により市民に的確に判断して貰うスタンスが必要です。

7 市の事務事業関連

行政として民間活用等の公民連携事業や事業仕分け等、市民参画の市政、施策が増えていきます。こうした市民参画の観点から、公開を前提とした募集要綱策定や採用案件、審議記録は情報公開を原則として行ない、市民に知らせる事が大切と考えます。この事が更に市民力アップにつながり、公民連携事業の一層の効果をもたらすこととなります。

8 公開にかかる日数の短縮

情報公開制度を高めるため情報公開請求から公開決定までの時間短縮を図る必要があります。条文の中に「概ね」、「相当の期間」、「合理的な期間」、「速やかに」、「遅滞なく」等の言葉が出てきますが、特に不服申立てされた事案については、申立人は早い回答を求めており、開示決定まで半年、1年という長い時間を費やすこと無く、1日でも早く回答が出来るよう作業手順を進めるべきです。

また、諾否決定までの日数（15日）が定められていますが、行政の事務負担の増大と言う問題もあり、情報公開請求者の立場に立ち事務処理によって、受付から公開決定までの時間を短縮させることが求められます。

スピード感を持った処理は、ユーザーである市民への行政サービスです。

9 広報関係（情報提供、広報紙、ホームページ）

情報公開の総合的な推進を図る観点から、広報は分かりやすい文言を使用し、一般市民が理解できるように配慮した記載、例えば情報公開に関する報告（運用状況の報告、公表）については解説や解釈を丁寧に記載するなど、市民に知らせるための配慮が必要です。また「運用状況の報告書」は単年度報告ではなく、多くの他自治体で採用している暦年統計や情報公開についての記録等を記載した報告書の作成を今後の課題としてあげたいと思います。

ホームページについては、市民が利用しやすいように、トップページから閲覧したいものが簡単に検索できるシステムを考えていただければと思います。

また、市民の安全安心な生活に供する事案（計画停電や震災関係、放射能汚染、伝染病関連等）、重大案件が発生した都度きめ細かくアップ、予防や対応等々市民サイドにたった分かりやすい内容で掲載し、更新頻度を高めることが大切です。

情報発信は顧客ニーズ（市民ニーズ）を掴んだ情報提供を心がけ、市民から求められなくても情報の発信は行うべきです。例えば、本市でみれば市民の一大関心事の放射能関連、災害関連等の情報をはじめ、特に市が推奨している地産地消関連や海水浴関連の海に関する情報を含め、情報発信元を一元化し更新をまめに行なうことが必要です。

また、各種施策の資料、議事録や審議会議事録等は市政情報コーナーや市民センター、公民館に備え付けてあり、誰でも閲覧できるシステムになっています。ホームページ等を積極的に利用する周知方法も求められているひとつです。

10 職員スキルアップ

市民の知る権利の保障、行政の保有する文書の公開は原則公開であり、「情報公開条例」は、セキュリティ、個人情報保護、人権問題等と同じく行政に携わる職員の必須事項です。情報公開事務に関する現行職員研修制度を充実させ、市長をはじめとする理事者及び部長級職員を含め、職階別研修制度により市民の知る権利の保障、原則公開とする「情報公開制度」についての職員のスキルアップを目指すため、研修方法の検討をしていただきたいと思います。

非公開に対する不服申立て案件が審査会答申において100%近くは「公開」の答申が出されていることにより、何が原因なのかを具体的事例から学びとることが求められます。例えば、eラーニングの活用によるスキルアップ研修（条例の解釈、審査会答申事例、オンブズマンへの申立て案件事例等を教材とした具体的な事例による研修等）を行うことにより、全実施機関への水平展開効果が期待でき、その方法等、時間、コスト及び情報公開関連研修主管部署を明確にした研修推進策の検討が必要です。

実施機関の責務を明確にし、職員一人一人が「情報公開」の重要性を認識することにより、請求者がどのような情報を求めているのか、または望んでいるのかを理解し、情報公開請求に対応する力量をつけることにより、安易な行政裁量を無くし、恣意的判断の余地の解消につながると考えます。

結び

情報公開制度運営審議会部会では、今までの審議会審議等から課題を整理し、ここに報告書（建議）を提出させていただきましたが、市民の知る権利の保障、原則公開の観点から、市政方針の「開かれた市政」、「情報公開による市民との連携経営」に沿う一つの施策として、情報公開と行政の説明責任について再考して頂きたく指摘いたします。

まず、職員一人一人が情報公開制度を必須項目として学び、情報公開に対する

スキルアップが重要であると結論付けさせていただきます。

「庁内の常識が世間の非常識」と指摘されない様に、庁内では当たり前でも外から見たら異様と言うこともあり得ることとし、職員一人一人が謙虚に自らを顧みる必要があり、市民の立場に立って判断し、市民への説明責任を発揮できる力量を習得していただくことにつきると思います。

結びにあたり、この報告を実効性のあるものにするため、研修推進管理にあたっては時間、コストを要しますが、内容については具体的に検討いただき、市民のための、市民負託に応える行政職員の力量を市政に反映していただくことを切に願うものです。

以 上